

市道路線の一部廃止について

上記の議案を提出する。

令和 3 年 6 月 1 0 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

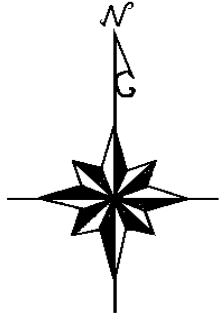
市道廃止申請に伴い路線を一部廃止する必要が生じたので、道路法第 10 条第 3 項で準用する同法第 8 条第 2 項の規定にもとづき、この案を提出いたします。

市道路線の一部廃止について

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 10 条第 1 項の規定にもとづき、次のとおり市道路線の一部を廃止する。

路線名	一部廃止する部分	備考
	起 点 終 点	
青 1 3 4 0 号線	青梅市野上町 1 丁目 1 3 3 番 青梅市野上町 1 丁目 1 4 2 番 1	別記 図面 表示のとおり

市道路線一部廃止略図



青梅市野上町1丁目地内

- 一部廃止する部分
- - - - -▶ 一部廃止後の路線
延長（廃止部分）68.23メートル

